「英国における資産形成支援制度の実態調査」 報告書

—調査概要—

日本証券業協会(以下「本協会」という。)では、個人の資産形成の支援に資するため、次のとおり英国の投資優遇税制等に関する調査を実施した。

1. 調查日程

2019年6月24日から26日

- 2. 調 査 先
 - · 英国財務省(Her Majesty's Treasury(HMT))
 - · 英国年金労働省(Department for Work & Pensions(DWP))
 - · 英国年金規制局 (Pension Regulator)
 - · 業界団体·金融経済教育団体
 - · 金融機関
 - · 報道関係者
- 3. 主な調査項目
- (1) ISA 制度の利用状況及び評価
- (2) 年金制度
- (3) 金融業界における課題

1. はじめに

我が国では、2014年1月から少額投資非課税制度(以下「一般 NISA」という。)、2016年4月から未成年者少額投資非課税制度(以下「ジュニア NISA」という。)、2018年1月からは一般 NISA とは別に累積投資勘定(以下「つみたて NISA」という。)が導入され、これまでに約1,300万口座が開設されている。なお、NISA制度については、2018年12月に公表された「平成31年度税制改正大綱」において、「NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する」との記述がなされた。これを受けて、政府税制調査会では「老後の資産形成等に関する専門家会合」が開催されているところである。

こうした動きを踏まえ、本協会では、NISA制度導入時にモデルとした英国の資産形成支援制度である Individual Savings Account(以下「ISA」という。)の利用状況等について、英国の財務省、年金労働省、金融機関、業界団体等の市場関係者からのヒアリング等を実施した。あわせて、老後に向けた資産形成において、重要な役割を果たしていると考えられる企業年金制度についても関係各所にヒアリングを行い、これらの内容を踏まえ、報告書として取りまとめた。

なお、本文中の為替レートには、1ポンド=135円を用いる。

2. 英国における ISA 制度の利用実態及び評価について

(1) ISA 制度のあらまし¹

英国の ISA は、英国民の貯蓄率の向上を目的として 1999 年4月に導入された。もともとは 1987 年に導入された Personal Equity Plan(以下「PEP」という。)及び 1991 年に導入された Tax Exempt Special Savings Account(以下「TESSA」という。)を制度の由来とし、現在は、上場株式や投資信託等を対象とする株式型 ISA と、預金等を対象とする預金型 ISA に大別される。

導入当初、ISA は、非課税保有期間については無期限とされていた一方、口座開設可能期間には 10 年間という期限が設けられていた。しかし、導入から 7 年後に HMT による ISA 制度の効果検証が行われた結果、導入時の目的を達成していると判断され、2008 年には制度の恒久化が行われている。さらに、導入時には 7,000 ポンド (94.5 万円) であった年間拠出限度額も、2008 年以降断続的に引上げられており、現在では 20,000 ポンド (270 万円) にまで達している。

その他にも様々な改革が行われており、2016 年 4 月には Peer to Peer loan(以下「P2P ローン」という。)を投資対象としたイノベーティブ・ファイナンス ISA(Innovative Finance ISA)が導入されている。また、2017 年 4 月からは不動産の取得や老後資産の形成を目的としたライフタイム ISA(Lifetime ISA)が導入されている(図表 1)。

¹ ISA 導入の目的及びこれまでの沿革の詳細については、日本証券業協会「「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等の実態調査」報告書(2016 年)」を参照されたい。

(図表1) ISA 制度の概要

	株式型 ISA	預金型 ISA	イノベーティブ・ ファイナンス ISA	ライフタイム ISA
導入時期	1999 年 4 月 6 日		2016年4月6日	2017年4月6日
口座開設者	満 18 歳以上の居住者			満 18 歳以上 40 歳未満の居住者
口座開設可能期間	2008 年に恒久化		導入時から恒久	
非課税保有期間	導入時から恒久			
対象商品	株式、債券、 投資信託、保険等	預金、MMF 等	P2P ローン、現金	株式、債券、 投資信託、保険、 預金、MMF等
非課税対象	配当、譲渡益、 利子等	利子等	利子等	配当、譲渡益、 利子等
拠出限度額	合計で年間 20,000 ポンド(270 万円)まで(2019 年度) ※ライフタイム ISA のみ、さらに年間 4,000 ポンド(54 万円)の上限あり			
補助金	なし			あり ^(注1)
引出制限	なし			あり ^(注2)

- (注) 1.50歳までに行う拠出について、拠出額の25%が補助金として追加される。
 - 2. 最初の住宅購入、60歳以降または疾病末期(余命1年未満)以外での引出しを行った場合、残高の25%がペナルティとして徴収される。
- (出所) HMRC より日本証券業協会作成

(2) ISA 制度の利用実態及び評価

英国において株式型・預金型 ISA が導入されてから 20 年が経ったことを踏まえ、英国歳入関税庁 (HMRC: Her Majesty's Revenue & Customs) が公表している統計データと、それに対する関係者からの評価を紹介したい。

①ISA 口座数・残高の概観

ISA 制度全体での口座数²は、導入から 2011 年まで順調に増加しており、特に 2008 年に制度が恒久化された後、大きく伸びている。しかし、2012 年以降は、経済状況や人口動態の変化の影響もあって下落傾向にある。なお、2014 年 7 月に預金型 ISA と株式型 ISA の拠出限度額が統合され利便性が高まった(New ISA と呼ばれる)ことで、その後一時的に増加に転じていることがわかる(図表 2)。

預金型 ISA については、2016 年 4 月に Personal Savings Allowance(以下「PSA」という。)という利子の非課税制度が創設されたことによって、口座数が減少している(PSA については参考を参照)。これは、預金型 ISA を用いずともある程度の額までは利子の非課税措置を受けられるようになったため、ISA の限度額を費消してまでも預金型 ISA に拠出する必要性がなくなったことに起因する。PSA の創設による預金型 ISA 口座数の減少については、PSA 創設時から予想されていたことであり、むしろ PSA と預金型 ISA で、英国民に対し複数の選択肢を与えたという点において関係者からはポジティブな評価

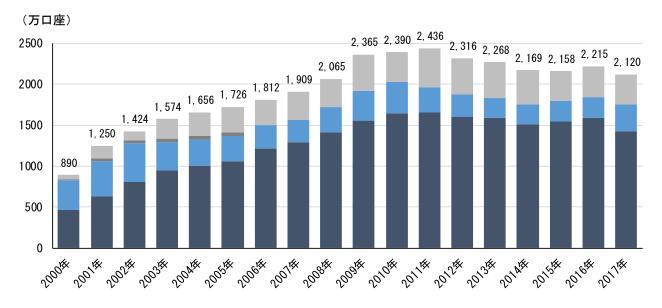
² ここでの口座数とは、その年に買付を行っている口座数 (Subscribed Accounts) を指す。

を受けている。

ISA 口座の残高は、金融危機後の 2009 年に一時減少したことを除けば、右肩上がりに推移している(図表3)。2016 年以降は、預金型 ISA の残高が PSA 導入の影響を受けて横ばいとなっているため、増分は株式型 ISA の残高が増えたことに起因しており、預金から株式へのシフトが進んでいる。

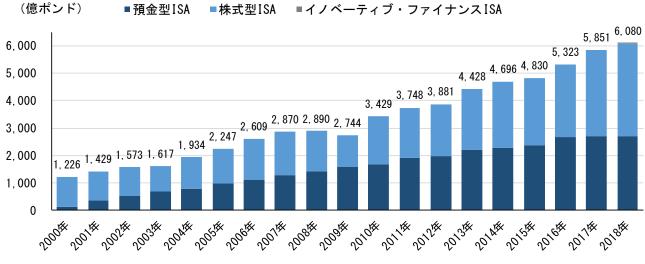
(図表2) ISA 口座数の推移

■預金型ISAのみ ■株式型ISAのみ ■保険型ISA ■株式型・預金型ISAの両方



- (注) 1. 各年4月5日時点における口座数。
 - 2. 保険型 ISA は 2005 年に株式型 ISA と統合された。
- (出所) HMRC より日本証券業協会作成。

(図表3) ISA 口座残高の推移



- (注) 各年4月5日時点における残高。
- (出所) HMRC より日本証券業協会作成。

(参考) Personal Savings Account (PSA) について

PSA は、低~中所得者の貯蓄を支援するために、2016 年 4 月から導入された制度である。所得区分に応じて、利子所得に対する課税が非課税となる(図表 4)。預金の利子以外にも、投資信託の利子分配、国債・社債や終身年金(アニュイティ)から得られる利子収入についても非課税の対象となる。

(図表4) PSA の課税所得区分

(出所) HMRC より日本証券業協会作成

②課税所得別の利用状況

英国では、ISA の利用状況について、性別、年代別だけでなく、所得区分別や居住地別の詳細な統計が HMRC から公表されている。日本の NISA では性別、年代別のデータを金融庁が集計し公表しているが、収入区分や居住地別のデータについては金融庁において収集することが非常に困難であるために、正確な統計は存在しない。HMRC における ISA のこうした統計データは、今後の NISA のあり方を考えるうえでも大いに参考となると考える。

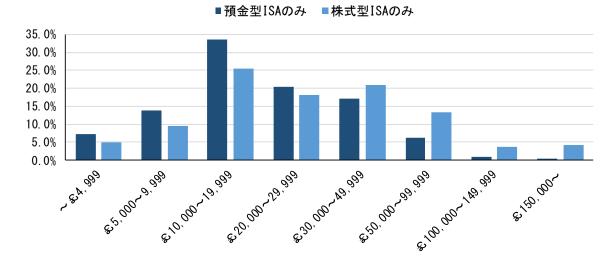
図表 5 は、ISA 口座数を所得区分別に見た場合の内訳を示したものである³。預金型においては全体の約8割、株式型においては全体の約6割の口座は、所得が3万ポンド(405万円)未満の層によって開設されている⁴。さらに、所得区分別の拠出額の割合を見ると、預金型では所得が15万ポンド(2,025万円)以上の層で積極的に利用されている。これは、所得が15万ポンドを超えた場合だとPSA の控除枠が付与されないためだと考えられる。一方で、株式型では拠出上限まで枠を費消している層が、所得区分に関係なく一定程度存在している(図表6)。このことは、富裕層でなくとも株式型ISA が積極的に利用されていることを示している。

なお、所得が高まるほどに預金型・株式型 ISA がより積極的に活用される傾向があることもこれらのデータからは見て取れる。英国においては、所得の多い富裕層に対して ISA による税制優遇を与えることについて、一定の批判もあるという。しかし、財務省関係者からは、富裕層批判というのは税制優遇策を講じるうえで常に起こるものであって、むしろ ISA ではあらゆる所得層の資産形成を支援することを目的としているうえ、年間拠出額を設定することで利用者の絞り込みもできていると考えている、との意見が聞かれた。

³ 当時(2016課税年度)の拠出限度額は15.240ポンド(約2.057万円)であった。

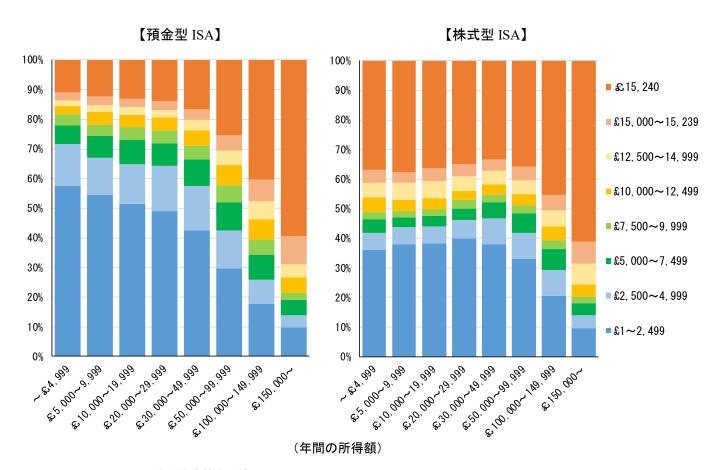
⁴ なお、2017年課税年度末における英国民の平均年収は3万4,200ポンド(約462万円)。

(図表5) ISA 口座数の所得区分別内訳(2017年4月5日時点)



(注)拠出を行っていない口座を含む。 (出所) HMRCより日本証券業協会作成。

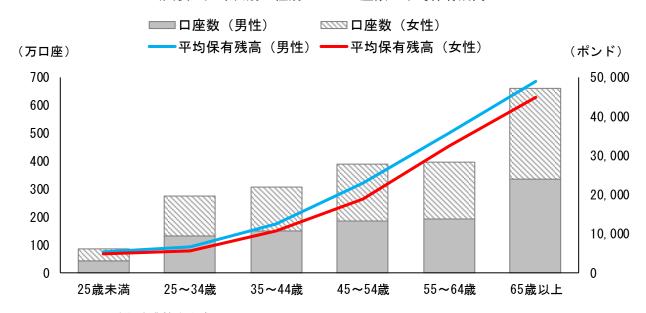
(図表6) ISA 拠出額の所得区分別内訳(2017年4月5日時点)



(出所) HMRC より日本証券業協会作成。

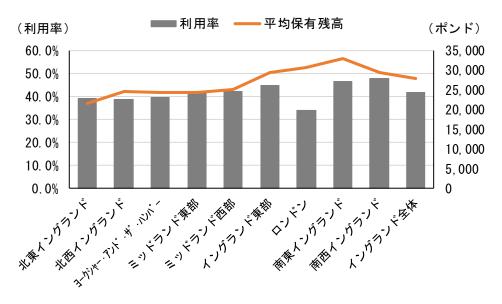
③年代別、男女別、地域別の利用状況

ISA 口座数を年代別に見た場合、25歳から64歳まではほぼ横ばいとなっている。一方で、平均保有残高は年齢層が上がるにつれて高まっているが、これは、ISA制度の場合は非課税保有期間に制限がなく、生涯での投資上限も存在しない制度であることから、年齢が上がるほど、これまでの投資分が積みあがっていくためと考えられる。なお、口座数や平均保有残高について、性別による差異もほとんど見られず、居住地域別の利用率にも大差はない(図表7、8)。



(図表7) 年代別・性別の ISA 口座数・平均保有残高

(出所) HRMC より日本証券業協会作成。



(図表8) イングランドにおける各地域別の ISA 利用状況

(注) 利用率は 18 歳以上の人口ベース。 (出所) HRMC より日本証券業協会作成。

④ライフタイム ISA への評価とケア ISA の議論

2017年4月に導入されたライフタイム ISA には、高騰する英国の不動産価格を背景とした若者の不動産取得支援と、老後の資産形成支援の2つの目的があるとされている。しかし、拠出可能な年齢や拠出した資金の使途に制限が付されていることから、他の ISA 制度よりも複雑でわかりにくいとの批判もある。そのため、他の ISA 制度同様に簡素でわかりやすいものにしていくことが望ましいとの意見が多く聞かれた。なお、老後の資産形成という似た目的を有する年金制度との比較については、税制優遇の内容や拠出の仕組みが異なることから、一概に比べることはできないということであった。

ライフタイム ISA のほか、2018 年には、介護費用の負担を補うためのケア ISA (Care ISA) の創設に関する検討も行われている。この背景には、介護費用に関する負担の増加がある。英国では、年間 6~8万ポンドの介護費用が発生するとされているところ、政府からの補助金は保有資産額が 2.3 万ポンド未満の者にしか支給されない。そのために、自らの居住用の土地・住宅を処分して介護費用に充てるといった状況も発生しているという5。この問題を解決するための施策として、ISA 資産に対する相続税について、介護費用を反映させた一定額まで非課税にすることで、高齢者になってからも貯蓄の継続を促すというケア ISA が検討された6。ただし、現時点においてまだ具体化されるには至っていない。

⑤ISA 制度に対する評価と私的年金制度との関係

ISA 制度は前述のとおり、所得別・年代別・性別・居住地域別で見ても利用実態に大きな差異がなく、今や英国の成人人口のおよそ半数に利用されるほど普及している⁷。こうした実績から ISA 制度は大いに成功していると高い評価を受けている。これほどまでに普及した理由について、関係者からは、①長期・短期の資産形成に対応でき、誰でも利用可能で引出し自由という柔軟性、②数十年単位で考える必要がある資産形成において、制度が恒久化されていることによる安定性、③柔軟性と安定性に起因する制度のわかりやすさ、といった意見が多く聞かれた。

また、私的年金制度との比較では、私的年金は一般的に 55 歳まで引き出しができないが、ISA は資金が必要な時にいつでも引き出すことができることから自由度、利便性が高く(前述のライフタイム ISA を除く)、私的年金制度と補完し合える点が評価されている。さらに、私的年金制度は EET (拠出時非課税、運用時非課税、引出時非課税)であり、利用者は2つの制度を税制の違いなども踏まえ選択できる。いずれの制度も、将来的に細部の見直しが行われる可能性があるものの、制度は恒久的で安定している。個人の資産形成は、数十年のフレームワークで考えないといけないため、制度そのものが恒久化されて安定しているという点が重要であるとの意見が聞かれた。

3. 英国における企業年金制度について

(1) 企業年金への自動加入制度の導入

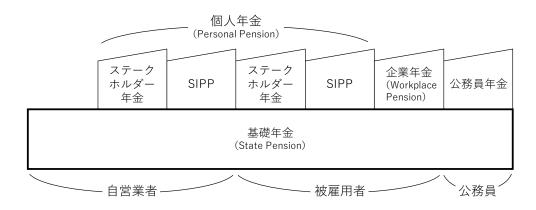
英国の年金制度は、公的年金である基礎年金(State Pension)と、私的年金である企業年金や個人年金からなる二階建ての制度である(図表 9~11)。なお、基礎年金の支給開始年齢は、現在 65 歳となっているが、今後 68 歳まで段階的に引き上げることが予定されている。

⁵ 自らの居住用の土地・住宅は、ヘルパー等の訪問型介護を利用する場合や、介護施設に入居した後でも配偶者がその住宅に継続して暮らしている場合については、保有資産額の計算から免除される。

⁶ 既に、配偶者に対する ISA 口座の相続は可能となっている。

⁷ 英国の18歳以上の人口は約4,653万人(2018年推計)。

(図表9) 英国の年金制度のイメージ



(出所) 各種資料より日本証券業協会作成。

(図表 10) 日英の公的年金制度の比較

	【英国】基礎年金	【日本】厚生年金・国民年金	
被保険者	一定以上の所得がある者	全居住者	
保険料率	25.8% (注2)	厚生年金:18.3%(労使折半)	
	(本人 12.0%/事業主 13.8%)	国民年金:月額 16,410円	
受給開始年齢	65 歳	厚生年金:男性 62 歳、女性 61 歳 ^(注3)	
	(2046 年までに 68 歳に引上げ予定)	国民年金:65 歳	
最低加入期間	10 年	10 年	
財政方式	賦課方式	賦課方式	
国庫負担	原則なし	基礎年金給付費の2分の1	

- (注) 1. 英国は 2018 年 12 月末時点、日本は 2019 年 4 月時点。
 - 2. 保険料は、年金以外の種類の給付にも充てるものとして徴収。
 - 3. 男性は 2025 年度までに、女性は 2030 年度までに 65 歳に引上げ予定。

(出所) 厚生労働省「年金制度の国際比較」より日本証券業協会作成。

(図表 11) 日英の私的年金制度の概要

	【英国】		【日本】	
	企業年金	ステークホルダー年金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
	(確定拠出型)	· SIPP ^(注)	(DC)	(iDeCo)
対象者	プラン導入企業の 従業員	所得のある者	プラン導入企業の 従業員	自営業者、 公務員、主婦等
拠出可能 期間	75 歳未満	75 歳未満	15 歳以上 60 歳未満	20 歳以上 60 歳未満
引出可能 年齢	55 歳以上	55 歳以上	60 歳以上	60 歳以上
拠出 限度額	<私的年金制度全体で> 年間 40,000 ポンド[540 万円] 一生涯で 105.5 万ポンド[約 1 億 4,242 万円]		<他の企業年金が> ある:33万円 ない:66万円	自営業者:81.6 万円 会社員等:14.4 万円 or24 万円 or27.6 万円 専業主婦:27.6 万円
税制優遇	EET 型	EET 型	EET 型	EET 型

(注) ステークホルダー年金には手数料の上限や最低拠出金額といった要件が設定されている。

(出所) 各種資料より日本証券業協会作成。

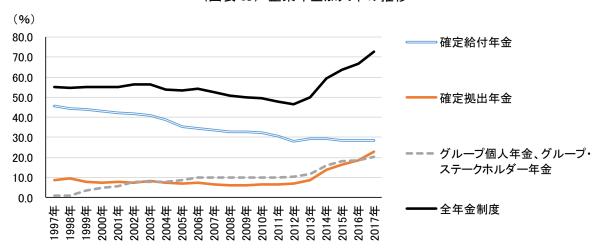
英国では、高齢化の進展に伴う社会保障費の増大を抑制するため、低迷していた企業年金の加入率を引き上げるべく、Pensions Act 2008 によって、全ての雇用主に対し、企業年金への加入機会を従業員に与えることが義務付けられた⁸。対象となる従業員は、一定の要件を満たした年金スキームに加入することになるが、加入を望まない場合には脱退(オプトアウト)できることから、強制加入ではなく自動加入(Automatic enrolment)と言われている。この雇用主に対する義務は、従業員数に応じて段階的に適用が開始され、2018 年4月までに全雇用主に対して適用されている。また、最低拠出率についても段階的に引き上げられている(図表 12)。こうした制度改革により、2012 年以降の年金制度加入率は継続的に上昇を続けている(図表 13)。年代別では特に若年層における増加が顕著である一方で、企業規模別では、導入義務化からまだ間もない小規模事業者の導入率が低く、今後の課題とされている(図表 14)。

(図表 12)企業年金提供義務の段階適用の概要

適用期間	義務の適用対象	最低拠出率
2012年10月~2013年2月	従業員 250 名以上	
2014年4月~2015年4月	従業員 50 名以上	
2015年8月~2015年10月	従業員 30 名以上	2%(企業側1%、従業員側1%)
2016年1月~2017年4月	従業員 30 名未満	
2017 年4月~2018 年4月	新規事業者	
2018年4月~2019年4月	_	5%(企業側2%、従業員側3%)
2019 年4月~	_	8%(企業側3%、従業員側5%)

(出所)NEST より日本証券業協会作成。

(図表 13) 企業年金加入率の推移

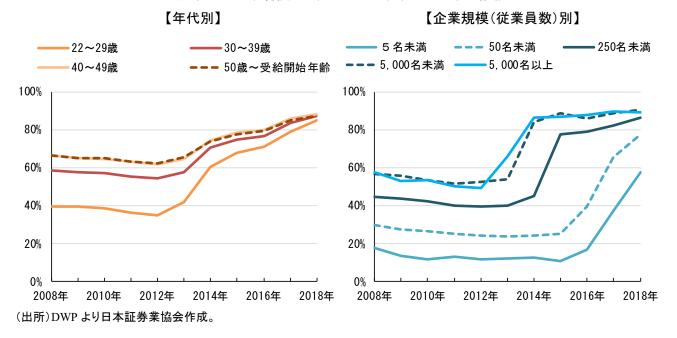


(出所) Office for National Statistics より日本証券業協会作成。

_

⁸ 従業員に提供する企業年金は、確定給付型 (DB) 、確定拠出型 (DC) のどちらでもよいとされている。なお、自動加入制度の開始に伴って、自前の企業年金を有しない従業員のために確定拠出型年金を提供する National Employment Savings Trust (以下「NEST」という。)が 2012 年 10 月から設立されている。

(図表 14)企業規模別・年代別の企業年金加入率の推移



また、当初10~20%になると予想されていたオプトアウト率も、2017年調査では9%に留まっている % 2018年4月に行われた最低拠出率の引き上げによるオプトアウト率の上昇も予想よりずっと低かった ことから、自動加入化は成功であったと考えられている。一方で、現在の最低拠出率は年金資産形成に十分であるとは言えないことから、さらなる引き上げの必要性も検討されている。ただ、引き上げによって オプトアウト率がどの程度上昇するかも考慮する必要があり、両者のバランスの見極めが課題となって いる。

(2) 年金自由化 (Pension Freedom)

企業年金の自動加入とともに、英国の年金制度の大きな変革とされているのが、2015年4月から適用された年金自由化である。それまで55歳以降の確定拠出年金加入者には、年金財産を一時金として引き出すことが認められていたが、年金原資の25%までの引出しは非課税である一方、それを超える引出しについては、年金資産が18,000ポンド(243万円)以下の場合を除いて一律55%という高い税率が課せられていた。これが、年金自由化により、全ての場合で本人の所得に応じた累進税率を適用させることとなった。また、一時金引出し後の資産は、終身年金(アニュイティ)の購入か、投資に充てて継続的に引き出すこと(ドローダウン)が可能であったが、従来のドローダウンには、年金資産や収入の額に応じて年間引出上限に制限が課せられるため、実質的にアニュイティの購入に充てられることがほとんどであった10。自由化後はこれらの条件が撤廃され、よりドローダウンを選択しやすくなっている(図表 15)。

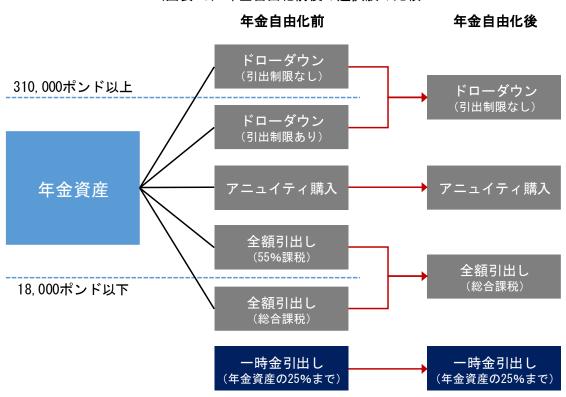
こうした改革が行われた背景には高齢化による就労の長期化と平均余命の延伸への対応、年金市場の 競争促進といったねらいがあったとされる¹¹。FCA(Financial Conduct Authority)の調査によれば、自由

⁹ DWP, "Employers' pension provision survey 2017", June 2018.

¹⁰ 退職後に確実に得られることが見込まれる所得が 20,000 ポンド未満の場合には、ドローダウンの額は、アニュイティを購入したときに想定される給付金額の 120%までに制限される。

¹¹ HMT, "Freedom and choice in pensions", March 2014.

化によって、ドローダウンの需要は自由化以前の8倍にまで増加したという 12 。一方、低金利の影響もあり、アニュイティの販売数は下落している 13 。



(図表 15) 年金自由化前後の選択肢の比較

(注) 31 万ポンド(4,185 万円) は、退職後の収入が2万ポンド(270 万円) 超となるために必要となる年金資産の下限。 (出所) HMTより日本証券業協会作成。

4. 英国金融業界の課題

(1) 貯蓄ギャップ (Savings Gap)

現在、英国政府が懸念している問題として、あるべき貯蓄額と実態との差(貯蓄ギャップ)がある。 DWP では、退職後の所得を十分確保できていない者(貯蓄不足者: undersaver)についての推計を行っており、その数は 1,200 万人(現役人口 14 の 38%)と試算されている。特に退職前の所得が 2 万 5,000 ポンド未満の低所得者層に限った場合の貯蓄不十分者は 160 万人と推計されている。

貯蓄ギャップを埋めるための施策として、自動加入となった企業年金の最低拠出率をさらに引上げることのほか、拠出率を給与額に応じて自動的に増加させること (auto-escalation)、自営業者に対しても自動加入制度を適用させることも検討されている¹⁵。またライフタイム ISA には、若年層に対して老後に向けた貯蓄を促すことによって、こうした貯蓄ギャップを改善する役割も期待されていると考えられる。

¹² FCA, "Retirement Outcomes Review", July 2017.

¹³ National Audit Office, "Department for Work & Pensions", September 2017.

^{14 22} 歳から年金受給開始年齢までの総人口。

¹⁵ UK Parliament - Treasury Committee, "Household finances: income, saving and debt", July 2018.

(2) RDR の導入によるアドバイスギャップ(Advice Gap)と年金自由化への対応

個人に対する投資サービスをより効率的かつ魅力的なものとするために、2012 年末に導入された RDR(Retail Distribution Review)は、英国の金融市場に大きな変化をもたらしている。RDR では、①運用会社からフィナンシャルアドバイザー(FA)へのコミッションの支払い禁止、②FA サービスの手数料の開示、③FA 資格の厳格化が行われた。これにより、銀行が FA サービスの提供をとりやめるとともに、独立系フィナンシャルアドバイザー(IFA)もかなりの数が撤退している。また、運用会社からのコミッションが禁止され、収益源が顧客から得られる報酬のみに限定されたことで、IFA はターゲットを富裕層に切り替えているとの見方もある。そのため、十分な資産を持たない投資家では、希望する価格で必要なアドバイスを受けられないというアドバイスギャップが発生しており、どこからもアドバイスを得ることのできないアドバイス孤児(Advice Orphan)が生まれている。アドバイスを受けられないということが、さらなる貯蓄ギャップを生む可能性も危惧されている。

一方、年金自由化で年金資産をどのように運用していくかの選択肢が広がったことで、アドバイスへの需要はむしろ高まってきている。アドバイスギャップ解決のために、ロボアドバイザーを活用することや、年金に限ってはアドバイス手数料の引下げを行うといったことが検討されているという。

なお、年金自由化によって、ISA制度が年金資産の新たな受け皿として、デキュミレーション(資産の取り崩し)に活用されているとの声もあった。

(3) ギグ・エコノミーへの対応

英国においてギグ・エコノミー(インターネット上のプラットフォームを通じて、短期間かつタスクベースでの支払いによって行われる労働形態)に従事する労働者は、およそ280万人と言われている。

しかし、彼らは企業年金への自動加入制度の対象外であるうえ、所得が不安定であるために個人年金に継続的に拠出する可能性が低いために、将来的に公的なセーフティネットを利用せざるを得ない状況に陥るリスクを有している。そのため、英国政府は、ギグ・エコノミーの拡大が将来の社会福祉支出の増大に繋がりかねないとの危惧を抱いている。

こうしたリスクに対応するために、自営業者に対しても企業年金の自動加入制度を適用させることが検討されている。また、一部では企業年金の代替として ISA 制度が活用されているケースもある。ただし、英国政府は、年金制度と ISA を流動性の点から明確に区分して考えており、老後まで引出制限がある年金と比して、ISA においてはいつでも引き出せることを重要視している。

5. 日本への示唆

英国の ISA 制度は、導入から 20 年が経ち、年代や所得階層、居住地域を問わず、成人人口の約半数 に利用されるほど普及した制度となっている。 さらには、先に挙げた貯蓄ギャップ、アドバイスギャップ、ギグ・エコノミーへの対応においても、ISA 制度が一定の役割を果たすことが期待されている。

ISA 制度がここまで普及し、英国政府からも様々な課題解決のための施策として活用が期待されるまでの大きな成功を収めた理由としては、制度の利用対象や利用目的について柔軟性が高く、シンプルでわかりやすいこと、何よりも制度が恒久化されていることによって安定性が確保されていることを多くの関係者が挙げていた。これら3つの点を活かして、今後も、様々な政策的課題について、ISA 制度をベースにした施策が講じられていく可能性もあるという。

我が国のNISA制度は2014年1月に開始されてから2018年12月末までの5年間で、約1,300万口座が開設され、累計でおよそ15兆8,000億円の買付が行われている。NISAには、他国と比しても預貯金での保有に大きく偏っている我が国の家計金融資産を、成長資金の供給へと促して経済の成長を実現し、その成長の果実を家計に還元させるための投資の器としての役割が期待されている。

これまで拠出限度額の引上げやジュニア NISA、つみたて NISA の創設といった施策が講じられているものの、一般 NISA・ジュニア NISA については 2023 年まで、つみたて NISA については 2037 年までの時限措置であり、英国で ISA が成功した重要な要素であった制度の安定性が確保されているとは言えない。資産形成とは、人によっては数十年という長い目線で考えなければいけない問題である。英国 ISA の成功要因も踏まえれば、NISA を幅広い国民の中長期的な資産形成手段として活用していくためには、制度の恒久化による安定性確保が不可欠であろう。

以上

【参考文献】

- Department for Business, Energy & Industrial Strategy, "THE CHARACTERISTICS OF THOSE IN THE GIG ECONOMY: Final report", February 2018.
- DWP, "Automatic Enrolment evaluation report 2017", December 2017.
- DWP, "Automatic Enrolment evaluation report 2018", December 2018.
- DWP, "Workplace pension participation and saving trends 2008 to 2018", June 2019.
- · FCA, "Retirement Outcome Review", July 2017.
- · HM Revenue & Customers, "Individual Savings Account (ISA) Statistics", April 2019.
- HM Treasury, "Individual Savings Accounts: proposed reforms", December 2006.
- HM Treasury, "Freedom and choice in pensions", March 2014.
- HM Treasury, FCA," Financial Advice Market Review: Final Report", March 2016.
- · House of Commons Library, "Self-employment and the gig economy: Thirteenth Report of Session 2016–17", May 2017.
- House of Commons: Work and Pensions Committee, "Pension Freedoms: Ninth Report of Session 2017-19", April 2018.
- National Audit Office, "Department for Work & Pensions", September 2017.
- "Care Isa proposals branded ineffective by experts", FT Adviser, August 20, 2018.
- "Gig economy workers can flex their Isa strategy", Financial Times, March 6, 2019.
- ・ 日本証券業協会「英国の ISA (Individual Savings Account) の実施状況等について〜英国の ISA の実態調査報告〜」 (2012 年 11 月)
- ・ 日本証券業協会「英国における個人の中長期的・自助努力による資産形成のための投資優遇税制等 の実態調査」報告書(2016年6月)
- · 荻谷亜紀「個人向け金融商品販売制度改革(RDR)以降の英国投資サービス業界における製販融合の動き」(『野村資本市場クォータリー』2016年秋号)
- ・ 神山哲也、田中健太郎「英国における集団運用型確定拠出型年金導入の議論」(『野村資本市場ク オータリー』2014 年冬号)
- ・ 神山哲也「英国における集団運用型確定拠出型年金導入の議論 —加入率の向上と運用の効率化に向けて—」(『野村資本市場クォータリー』2014年春号)
- · 神山哲也、富永悠「英国における「年金自由化」とその影響」(『野村資本市場クォータリー』 2017年秋号)
- · 國見和史「RDR 導入後の英国アドバイス・マーケット」(『金融 IT フォーカス』2019 年 7 月号)
- ・ 中川秀空「イギリス型年金改革ーー層型の年金制度の導入-」(『レファレンス』No.763)